

令和5年12月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和5年（行ウ）第4号 契約破棄及び契約締結差止請求事件

判 決

宮崎県日向市浜町3丁目29番地

5 原 告 黒 木 紹 光

宮崎県日向市本町10番5号

被 告 日 向 市

同 代 表 者 市 長 十 屋 幸 平

主 文

- 10 1 本件各訴えをいずれも却下する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び原因

15 請求の趣旨及び原因は、別紙1「訴状」及び別紙2「回答書」記載のとおり
であり、要するに、被告が大王谷プール解体工事請負契約を破棄すべきである
にもかかわらず、これをしないとして行政事件訴訟法3条6項1号に基づき、
契約の破棄の義務付けを求めるとともに、被告が日向市総合体育館を建設する
設計施工契約を締結すべきでないにもかかわらずこれがされようとしていると
して、行政事件訴訟法3条7項に基づき、契約締結の差止めを求めるものであ
20 る。

第2 当裁判所の判断

1 行政事件訴訟法3条6項1号の処分の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処
分をすべき旨を命ずることを求める訴訟であり、同条7項の処分の差止めの訴
えは、行政庁が一定の処分をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟であ
25 る。そして、上記各訴えにいう「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団
体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はそ

の範囲を確定することが法律上認められているものをいうものと解されているので（最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）、上記各訴えの対象となる「処分」というためには、それが、法律の特別の授権に基づく行政庁の優越的な意思の発動として、相手方の意思のいかんにかかわらず一方的に意思決定をし、その結果につき相手方の受忍を強制し得る法的効果を有する行為であって、それによって相手方である国民の権利義務に直接の影響を及ぼすものであることが必要である。

2 上記1を前提に原告が本件各訴えにおいて義務付け又は差止めを求める対象の処分性を検討するに、大王谷プール解体工事請負契約の破棄及び日向市総合体育館の設計施工契約の締結は、いずれも被告が私人たる工事業者との間で締結した体育館やプールの請負契約に係る契約当事者としての法律行為を指すものと解され、いずれも被告が当該請負契約の内容にかかわらず一方的に契約の相手方に受忍を強制し得るものではなく、私法上の契約主体としての地位に基づいて権利を行使し得るにとどまるのであって、公権力の行使として行われるものとはいえないから、上記1の「処分」に該当するものではない。

したがって、本件各訴えは、義務付けの訴え又は差止めの訴えの対象とならない行為を対象として提起された不適法な訴えであり、かつ、その不備を補正することができないといわざるを得ない。

3 よって、本件各訴えはいずれも不適法であり、その不備を補正することができないから、行政事件訴訟法7条、民訴法140条により、口頭弁論を経ないでこれらを却下することとして、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

小島 清二 